

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例（平成16年6月7日
京都市条例第4号）（都市計画局建築指導部指導課）

次のとおり、建築基準法（以下「法」といいます。）及び法に基づき定められた条例の規定に基づく許可又は認定の申請に対する審査に係る手数料を定めることとしました。

1 法の規定に基づく許可又は認定の申請に対する審査に係る手数料

区 分	手数料（1件につき）
法第53条第4項の規定に基づく建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する特例の許可の申請に対する審査	円 33,000
法第53の2第1項第4号（法第57条の2第3項前段において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	160,000
法第60条の2第1項第3号の規定に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、建築面積、高さ又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	160,000
法第68条の5の2第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	160,000
法第68条の5の5の規定に基づく建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する特例の認定の申請に対する審査	27,000

2 法に基づき定められた条例の規定に基づく許可又は認定の申請に対する
審査に係る手数料

区 分	手数料（1件につき）
京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画） 職住共存特別用途地区建築条例第4条第1項括弧書き（法第87条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の地階の部分の認定の申請に対する審査	円 27,000
京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画） 御池通沿道特別商業地区建築条例第4条第1項ただし書（法第87条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	180,000
京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画） 御池通沿道特別商業地区建築条例第4条第2項括弧書き（法第87条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の地階の部分の認定の申請に対する審査	27,000

上記2の京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）御池通沿道特別商業地区建築条例の規定に基づく許可又は認定の申請に対する審査に係る手数料に関する改正は同条例の施行の日から、その他の手数料に関する改正は公布の日から施行することとしました。

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年6月7日

京都市長 榎本 頼 兼

京都市条例第4号

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1(1)の項中「第87条第1項」を「第87条第1項前段」に改め、同表(2)の項及び(4)の項中「第87条の2」を「第87条の2前段」に、「第2項」を「第2項前段」に改め、同表(6)の項中「第7条の3第2項」を「第7条の3第2項本文」に改め、同表(7)の項中「第87条の2」を「第87条の2前段」に、「若しくは第2項」を「若しくは第2項前段」に、「第88条第2項」を「第88条第2項前段」に、

「

法第52条第7項、第8項又は第11項の規定に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する特例の許可の申請に対する審査	160,000	を
--	---------	---

」

「

法第52条第9項前段、第10項前段又は第13項の規定に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する特例の許可の申請に対する審査	160,000	
法第53条第4項の規定に基づく建築物の建		

築面積の敷地面積に対する割合に関する特例 の許可の申請に対する審査	33,000
--------------------------------------	--------

」
「第54条の2第1項第2号」を「第53条の2第1項第3号又は第4号」に、
「第57条の2第3項」を「第57条の2第3項前段」に、

法第68条の3第1項の規定に基づく建築物 の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する 制限の適用除外に係る認定の申請に対する審 査	27,000
法第68条の3第4項の規定に基づく建築物 の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する 特例又は同条第5項の規定に基づく建築物の 各部分の高さに関する制限の適用除外に係る 認定の申請に対する審査	27,000

を

法第60条の2第1項第3号の規定に基づく 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建 築面積の敷地面積に対する割合、建築面積、高 さ又は壁面の位置に関する特例の許可の申請 に対する審査	160,000
--	---------

に、

「法第68条の4第1項」を「法第68条の3第1項」に、「法第68条の4第

4項」を「法第68条の3第4項」に、

「

法第68条の5第1項の規定に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000
法第68条の5第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	160,000

を

」

「

法第68条の4の規定に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する特例の認定の申請に対する審査	27,000
法第68条の5の2第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	160,000
法第68条の5の4第1項の規定に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合又は同条第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000
法第68条の5の5の規定に基づく建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する特例の認定の申請に対する審査	27,000

に、

「第 68 条の 7 第 5 項」を「第 68 条の 7 第 5 項前段」に、「第 85 条第 4 項」を「第 85 条第 4 項前段」に、「第 86 条の 2 第 2 項」を「第 86 条の 2 第 2 項前段」に、「第 86 条の 2 第 3 項」を「第 86 条の 2 第 3 項前段」に改め、同表 (8) の項中「基づく許可」の右に「又は認定」を加え、

「

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）職住共存特別用途地区建築条例第 3 条ただし書（法第 87 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	180,000
京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）職住共存特別用途地区建築条例第 4 条第 3 項第 3 号又は第 4 号（法第 87 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	180,000

を

「

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）職住共存特別用途地区建築条例第 3 条ただし書（法第 87 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	180,000
京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）	

画) 職住共存特別用途地区建築条例第4条 第1項括弧書き(法第87条第2項におい て準用する場合を含む。)の規定に基づく建 築物の地階の部分の認定の申請に対する審	27,000
京都都市計画(京都国際文化観光都市建設 計画)職住共存特別用途地区建築条例第4 条第3項第3号又は第4号(法第87条第 2項において準用する場合を含む。)の規定 に基づく建築等の許可の申請に対する審査	180,000
京都都市計画(京都国際文化観光都市建設 計画)御池通沿道特別商業地区建築条例第 4条第1項ただし書(法第87条第2項に おいて準用する場合を含む。)の規定に基づ く建築等の許可の申請に対する審査	180,000
京都都市計画(京都国際文化観光都市建設 計画)御池通沿道特別商業地区建築条例第 4条第2項括弧書き(法第87条第2項に おいて準用する場合を含む。)の規定に基づ く建築物の地階の部分の認定の申請に対す	27,000

に改

める。

附 則

この条例中京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)御池通沿道特別
 商業地区建築条例の規定に基づく許可又は認定の申請に対する審査に関する部

分は同条例の施行の日から，その他の部分は公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部指導課)